

地下鉄海岸線における若手アーティスト作品展示の企画・運営業務 実施要領 (公募型プロポーザル)

1. 案件名称

地下鉄海岸線における若手アーティストの作品展示等の企画・運営業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

若手アーティストの作品を展示する機会を創出するため、地下鉄海岸線の複数の駅の壁面等を活用し展示することで、地下鉄海岸線全体がひとつのミュージアムとして周遊してもらえるよう取り組む。また、市内ギャラリー等とも連携し、出展アーティストの作品を購入できる仕組みに繋げる。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。ただし、受託者が業務に着手するために必要な額を限度として前金払いができるものとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金

額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約中の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 神戸市内に本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167 条の4 の規定に該当していないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (7) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (8) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5. スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年4月4日（金）
- (2) 質問受付締切 令和7年4月11日（金）
- (3) 質問に対する回答 令和7年4月18日（金）予定
- (4) 参加申請関係書類、企画提案書、見積書の提出期限

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| | 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで |
| （5）事業者選考委員会 | 令和 7 年 5 月上旬予定
※詳細は参加申請者に別途通知 |
| （6）選定結果通知 | 令和 7 年 5 月中旬予定 |
| （7）契約締結 | 令和 7 年 5 月中予定 |

6. 応募手続きに関する事項

（1）参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 令和 7 年 4 月 4 日（金）から令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時まで
 - ② 提出場所 本要領 9 に定める担当部署
 - ③ 提出方法 持参又は郵送
 - ④ 提出書類【各 1 部】
 - a. 参加申込書（様式 1 号）
 - b. 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 2 号）
 - c. 法人登記簿謄本（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本）
 - d. 団体概要（様式 3 号）
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体は（様式 6 号）を使用すること
 - e. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）
 - ※ 滞納がないことを証明する納税証明書によること
 - ※ 当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること
 - f. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 4 号）
 - g. 共同企業体結成届出書（様式 5 号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
 - ※ 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の c～f を提出すること。
- ※ 神戸市の入札参加資格がある場合又は直近 1 年以内に神戸市文化スポーツ局文化交流課に別件契約又はプロポーザルのために提出している若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、c 及び e の提出は不要。

（2）質問の受付

- ① 受付期間 令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時まで

- ② 提出方法 質問票（様式7号）に質問内容を記入し、本要領9に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

（3）企画提案書・見積書の提出

- ① 受付期間 令和7年4月4日（金）から令和7年4月30日（水） 午後5時まで
- ② 提出場所 本要領9に定める担当部署
- ③ 提出方法 本要領9に記載のEメールアドレスにデータ（PDF形式）で提出すること
- ④ 企画提案書の提出【正本1部、副本1部】
 - a. 様式自由・A4サイズ
 - b. 企画提案書には、仕様書で指定している項目について必ず記載すること※正本は提案事業者名入りの表紙をつけること。
※副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- ⑤ 見積書の提出【正本1部のみ】
 - a. 様式自由・A4サイズ
 - b. 内訳がわかるように記載すること

7. 選定方法及び結果の通知

（1）選定方法

- ・「地下鉄海岸線における若手アーティストの作品展示業務」受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）で、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。
- ・応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ・応募者が1者のみの場合も、選定委員会においてと受託者してふさわしいかどうかを、プレゼンテーションによって審査する。
- ・提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の点数を得られなかった場合は契約候補者として選定しない。
- ・審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(2) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

① 日付 令和7年5月上旬予定 ※詳細は参加申請者に別途通知

② 場所 神戸市役所1号館内

③ 内容

企画提案書によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

- ・説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
- ・説明の際は、選定委員の手許に事前に提出のあった企画提案書を用意しており、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(3) 選定基準

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点を、別紙の項目および配点で審査して、受託候補者を決定する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着した場合
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過した場合

(5) 選定結果の通知・公表

選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、契約候補者の事業者名・点数を本市ホームページで公表する。

8. その他

(1) 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。

(3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、

商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。

(5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式8号）」により本要領9の担当部署に届け出ること。

(6) 本件に係る令和7年度一般会計予算が成立しない場合は、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

(7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9. 担当部署・連絡先

神戸市文化スポーツ局文化交流課 和田・福田

【所在地】〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

【電話番号】078-322-6598

【Eメール】bunka_kikaku@city.kobe.lg.jp

別紙 評価項目

評価項目			配点
内 容 点	1. 目標達成に向けた工夫 (70点)		
		企画内容	20
		コンテンツ制作	20
		販売プラットフォーム	15
		情報発信	15
	2. 実施体制 (20点)		
		これまでの実績	10
		実施体制の確保	10
価 格 点	3. 事業費 (10点)		
		提案額の適正さ	10
合計			100